

平成27年 第2回

士幌町議会定例会議案

平成27年6月19日

- 議案第1号 士幌町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例案
議案第2号 士幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
議案第3号 士幌町農業共済条例の一部を改正する条例案
議案第4号 士幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第5号 訴えの提起について
議案第6号 辺地総合整備計画の変更について
議案第7号 農業共済事業農作物共済危険段階基準共済掛金率等の設定について
議案第8号 財産の処分について
議案第9号 平成27年度士幌町一般会計補正予算
議案第10号 平成27年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算
議案第11号 平成27年度士幌町簡易水道事業特別会計補正予算
議案第12号 平成27年度士幌町公共下水道事業特別会計補正予算

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成27年6月19日

士幌町議会議長 加納 三司 様

士幌町長 小林 康雄

議案第 1 号

士幌町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例案

士幌町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(士幌町国民健康保険税条例の一部改正)

第 1 条 士幌町国民健康保険税条例(昭和43年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「51万円」を「52万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「16万円」を「17万円」に改め、同条第 4 項ただし書中「14万円」を「16万円」に改める。

第23条中「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に、「14万円」を「16万円」に改め、同条第 2 号中「24万5千円」を「26万円」に改め、同条第 3 号中「45万円」を「47万円」に改める。

(士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(平成25年条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、附則第14項の改正規定は、平成28年 1 月 1 日から施行する。

附則第 2 項中「この条例」の次に「(附則第14項の改正規定を除く。)」を加える。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行し、平成27年 4 月 1 日から適用する。

(適用区分)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の士幌町国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

説 明

地方税法の改正に伴い、条例を改正するものである。

議案第 2 号

士幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例案

士幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例

士幌町国民健康保険条例（昭和34年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「第72条の 4」を「第72条の 5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し平成27年 4 月 1 日から適用する。

説 明

関係法令の改正により引用条項に変更があったため、条例を改正するものである。

議案第3号

士幌町農業共済条例の一部を改正する条例案

士幌町農業共済条例の一部を改正する条例

士幌町農業共済条例(平成14年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「(肉豚に係るものを除く。)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、肉豚に係る通知又は種豚の死亡(火災、伝染性の疾病(家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病及び同法第4条第1項に規定する届出伝染病に限る。))又は風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。))によるものを除く。)に係る通知については、この限りでない。

第69条第1項第5号中「第3項又は第5項」を「第4項若しくは第6項」に改める。

附 則

この条例は、北海道十勝総合振興局長の認可のあった日から施行する。

説 明

共済事業を行う市町村の模範条例の基準の改正に伴い、条例を改正するものである。

議案第4号

士幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

士幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

士幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第29条第3項、第31条第3項、第44条第3項及び第47条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令により、条例を改正するものである。

議案第 5 号

訴えの提起について

町は、次のとおり診療報酬返還請求事件の訴えを提起する。

平成 27 年 6 月 19 日提出

士幌町長 小林 康 雄

1 訴えの相手方

旭川市 6 条通 20 丁目 1717 番地の 250

稲 葉 憲 一

2 請求の趣旨

- (1) 相手方に対し、金 2380 万 2908 円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで年 5 分の割合による金員の支払を求める。
- (2) 訴訟費用は相手方の負担とする。
- (3) 仮執行宣言

3 請求の理由

相手方は、勤務実態のない海外研修中の医師を常勤医師とするなどにより不正に保険請求を行い、また、患者の症状等を診療録に記載せずに痴呆性加算をするなどにより不当に保険請求を行い、診療報酬を受給していた事実が判明したことから、町は、当該不正又は不当に請求した金額及び加算金の支払を求めてきた。ところが、相手方は支払に応じないことから、訴えを提起するものである。

説 明

訴えの提起について、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 6 号

辺地総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定により、上音更辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

説 明

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

総合整備計画書（案）

北海道河東郡士幌町 上音更辺地
 (辺地の人口 633人 面積80.3km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 河東郡士幌町士幌の一部・字上音更・字中音更・字ウリマク
- (2) 地域の中心の位置 河東郡士幌町字上音更西12線17番地2
- (3) 辺地度数 111点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- (1) 道 路 ～ 大規模農業経営が行われている区域の道路であるため、農畜産物の搬入出路の改善策として改良舗装、防雪対策の整備が必要である。
- (2) 農業経営近代化施設 ～ 大規模農業経営が行われている区域で土地利用の変化及び降雨形態の変化に伴い、降雨時には流出量の増加により通水能力が不足し、農地に湛水被害が発生している。排水路の整備を行い、農地の湛水被害を解消し、生産性の向上及び農作業の効率化を図る為に必要である。
- (3) 教育文化施設 ～ 士幌町立北中音更小学校が閉校し、士幌町立士幌小学校に統合されるため、当該学校児童の登下校の際にスクールバスの整備が必要である。

3. 公共的施設の整備計画 平成24年度から平成28年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路 (川西37号線 ほか2事業)	士幌町	171,000	81,000	90,000	90,000
農業経営近代化施設 国営上音更地区土地改良事業	国	83,421	0	83,421	33,300
農業経営近代化施設 西上第2地区担い手畑地帯総合整備事業	北海道	100,000	80,000	20,000	8,000
教育文化施設 スクールバス整備事業	士幌町	(9,000) 0	(3,770) 0	(5,230) 0	(4,100) 0
合 計		(363,421) 354,421	(164,770) 161,000	(198,651) 193,421	(135,400) 131,300

議案第7号

農業共済事業農作物共済危険段階基準共済掛金率等の設定について

士幌町農業共済条例第36条の規定による農作物共済表1類に関する危険段階基準共済掛金率等を次のとおり設定する。

1	危険段階設定方法	加入者ごとの被害率
2	基準方式	災害収入共済方式9割
3	危険段階の数	7
4	危険指数の最大値	4.000
5	危険段階ごとの見込共済金額等	別表1のとおり
6	危険段階基準共済掛金率	別表2のとおり
7	適用	平成28年産から

説 明

農林水産省による農作物共済基準共済掛金率の改定に対応して、士幌町農業共済の農作物危険段階基準共済掛金率等を設定するものである。

別表 1

危険段階ごとの見込共済金額等表

危険段階 区 分	見込共済金額	基 準 方 式 平均被害率の範囲	加入者危険段階 被害率の平均	危 険 段 階
1	55,099,275円	12.988% ~ 18.578%	14.404%	4.000
2	146,180,097円	11.547% ~ 12.941%	12.173%	3.381
3	219,424,152円	10.206% ~ 11.515%	10.837%	3.011
4	427,474,495円	8.017% ~ 10.193%	9.078%	2.523
5	232,137,545円	7.117% ~ 7.939%	7.538%	2.095
6	111,693,517円	5.514% ~ 7.071%	6.424%	1.786
7	70,347,270円	2.488% ~ 4.855%	3.589%	1.000

別表 2

危険段階基準共済掛金率表

危険段階 区 分	基準方式	その他の方式				
	災害収入 共済方式	災害収入共済方式		半相殺農家単位方式		
		9割	8割	7割	8割	7割
1	12.524%	10.610%	6.301%	10.185%	8.634%	7.376%
2	10.586%	8.968%	5.326%	8.609%	7.298%	6.234%
3	9.428%	7.987%	4.744%	7.667%	6.500%	5.552%
4	7.900%	6.692%	3.975%	6.425%	5.446%	4.652%
5	6.560%	5.557%	3.301%	5.335%	4.522%	3.863%
6	5.592%	4.737%	2.814%	4.548%	3.855%	3.293%
7	3.131%	2.652%	1.575%	2.546%	2.159%	1.844%
標準率	7.962%	6.745%	4.006%	6.475%	5.489%	4.689%

議案第8号

財産の処分について

次のとおり土地及び建物を売却するものとする。

1 土地の所在・地目・地積

番号	所 在	地目	地積 (㎡)
①	河東郡士幌町字士幌西2線161番116	宅地	556.53
②	河東郡士幌町字士幌西2線161番164	宅地	11.04
③	河東郡士幌町字士幌西2線161番165	宅地	65.53
合 計			633.10

2 建物の所在・種類・構造・面積

所 在	種類	構造	床面積 (㎡)
河東郡士幌町字士幌西2線 161番116・164・165	事務所	鉄筋コンクリート造	1階 278.02
		陸屋根	2階 284.57
		2階建	計 562.59

3 売却方法 随意契約

4 売買価格	土地	7,547,666円
	建物	6,276,758円
	合計	13,824,424円

5 契約の相手方 河東郡士幌町字士幌西2線159番地 士幌町農業協同組合 代表理事組合長 高橋 正道

説 明

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、土地及び建物の売却に関し、議会の議決を求めるものである。